

事 務 連 絡

平成 21 年 3 月 12 日

法務省 規制改革担当官 殿

規制改革会議

法務・資格TF

新司法試験の選択科目の見直し及び予備試験の制度設計等に関する質問について（依頼）

平成 21 年 3 月 9 日に実施致しました貴省へのヒアリングにおいて論点となった別紙の事項につきまして、次回のヒアリングにおいて貴省よりご回答いただきたいと考えております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、ご対応方よろしくお願い申し上げます。

なお、ヒアリングの開催日程等につきましては、追って調整させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

別紙

平成21年3月9日のヒアリングにおいて論点となった事項に関する質問について

1. 新司法試験の選択科目の見直し

新司法試験の選択科目の見直しに当たって、当会議がこれまでも示しているように、「選択科目ごとに、科目としての範囲の明確性、体系化・標準化がなされているかどうかの判定、その根拠」について検証することが重要であると考えます。

その際、以下に示す点に留意する必要があると考えますが、貴省としてのご見解、ご認識についてご教示いただきたい。

- ① 科目における個別法令の成立、趣旨、目的、要件、効果等を順にコンメンタールの解説する条文解説的な内容であるものが教科書の大部分を占めるというような選択科目も一部見受けられるとも聞いているが、条文解説的なものが体系的であるということにはなりにくいと考えられるところである。貴省として、科目としての体系化、標準化がなされていないしは方法論が存在すると判断する基準について、貴省としてはどの様に考えているのか。
- ② 民事法や刑事法等の伝統的な科目には方法論的な意味で、例えば、総論、各論で必ず学ぶべきもの等について細かな差異はあるにしても、概ねの共通理解があると考えられるが、そのような共通理解がないような科目の場合には、条文をなぞるだけでは体系化、標準化された段階には至っていないので、その点で科目に固有の方法論とは何かについて詳細に検証するべきであると考えますが、貴省としてどの様なご認識か。
- ③ 刑事法、行政法、憲法、民法等の実定法に個別に分解するとそれぞれ比較的古くから確立した方法論や分析手法があるということについて大方の共通の理解があると考えられるが、それぞれ要素還元した時に個別の伝統的な法学の体系の中に収斂してしまう様な分野ではほぼ成り立っているような選択科目であれば、基本分野の科目を学んだ者が実務家になった後にでも個別法令に即して学んでもらうことが十分可能である。選択科目において単に体裁が整っているということではなく、今までの伝統的な方法論とは何が異なるのかということ十分に検証すべきと考えますが、貴省としてどの様なご認識か。
- ④ また、「選択科目の過去の主題問題ごとの、確立した体系ないし標準との対応関係」に関連して、個別の法律条文、法律の成立、判例に関することで還元すれば他の科目と共通項があることをきいても意味はなく、過去出題が選択科目に関する体系的な法的思考を求めるものかどうか検証することが非常に重要なポイントと考えるが、貴省としてどの様なご認識か。

2. 予備試験の制度設計について

「規制改革推進のための第3次答申」（平成20年12月22日）において、予備試験の制度設計についての基本的な考え方が記載されているが、これを踏まえ下記の事項について貴省のご見解、ご認識についてご教示いただきたい。

- ① 現行の司法試験法の条文においては、予備試験の短答式試験に合格した者で、論文式試験に不合格となった者について、翌年以降に短答式試験の免除を行うことを禁じる明確な規定も見当たらないが、この点について、貴省としてどの様な見解、解釈をもっているのか。
- ② また、予備試験において、短答式試験と論文式試験を同時に合格することを求めると受験者に大きな負担を強いることになり、予備試験コースと法科大学院修了コースとの合格率均衡基準があるにもかかわらず、予備試験受験を敬遠させる効果が生じ一種の参入障壁となり、両者のイコールフットィングを損ねるといった懸念が生じるが、貴省としてどの様に認識されているのか。
- ③ 現行の司法試験法に改正する際に、短答式試験と論文式試験を一度に合格しなければならないとすることについて、どの様な議論が行われたのか。
- ④ 短答式試験の合格者について、仮に翌年以降の免除が現行法上認められないとするならば、短答式試験と論文式試験とを完全に分離したり、短答式試験、論文式試験にそれぞれに課される一般教養に関する試験については分離して実施し、例えば足切り点を超えていればそれ以降の一般教養に関する試験を免除することも考えられるが、これについて貴省としてどの様に考えるのか。
- ⑤ 予備試験の趣旨は、本試験受験に当って予備試験合格者が法科大学院修了生と同等の能力・資質を有することを念のための確認するための試験であり、その点を踏まえると「予備試験の実施方針案について（案）」に記載されている一般教養科目における配点のウエイト、特に短答式試験の配点のウエイトが高過ぎるのでないかと考えるが、貴省としてどのようなご認識か。
- ⑥ 試験科目としての配点が高いほど受験生に心理的影響を強く与えると考えられ、幅広く受験してもらうためには、負担の重い試験という印象を与えないことが重要であるが、一般教養科目は出題範囲が漠然としており、ポイントも絞りにくいことから受験生にとって重い負担となり、受験を敬遠させる効果を生むことが懸念されるが、この点について貴省としてどのようなご認識か。
- ⑦ 短答式試験の法律科目全体と一般教養の配点が7対3、論文式試験が9対1とすることの合理性についてご説明いただきたい。
- ⑧ 試験における科目ごとの配点は試験時間ではなく、重要度を踏まえて決定されるべきものと考えられるが、短答式試験の一般教養科目の配分時間が何故1時間30分と設定されているのか。また、試験時間の比率で配点を按分するというのは他の国家試験での先例があるのか。

3. 司法試験考査委員の選定について

研究者の教育歴や業績等の情報は、各大学でオープンになっているケースが多く、規制改革会議の答申の趣旨を踏まえて考えると、新司法試験考査委員がどのような根拠に基づき選定されたのかを客観的に検証するためには、考査委員の経歴、教育歴、学識、専門分野における業績等について情報開示するとともに、それらの情報のどの側面に着目し、どういう理由で選定されたのか情報開示される必要があると考えるが、貴省として情報開示することが適当ではないとする理由についてご教示いただきたい。

以 上